

【事務局の考え方】

諮問書に「子どもたちの参画機会の保障に関する条文の追加」を含めた条例の見直しについて審議いただくようお願いしており、委員の審議の結果、瑞穂市の将来（未来）を担う子どもたちを見守り、育てていく環境を整備し、市の将来の自治推進に繋げていくとの思いから、あえて、条例の中で明記していくことを前回の会議で確認しました。

①子どもの定義についての考え方について

- ・民法上の考え・・・2022年4月から20歳から18歳へ改正
- ・選挙権（参政権）・・・18歳未満を定義
- ・国際条約・・・18歳未満を定義

条文の中にあえて定義するのか。しないのか。 ➡

②若者の定義の考え方について

- ・学生の参画・・・若者のまちをPR（朝日大学）
- ・県内で一番若いまち

参政権を持っている市民という考え方の中で、すでに参画する機会を与えられているため、今回の改正においては条文に追加しない。

③子どもの権利保障の考え方について

- ・第2条第2号において「市民」の中に含まれる。
※まちづくり携わるすべての人々が含まれるべきとの考え方。

④市民（参画）の考え方について

- ・第7章（第15条～17条で定義）
主語は、市の執行機関（行政）

⑤市民（協働）の考え方について

- ・第7章（第18条で定義）
主語は、市民、市議会及び市の執行機関。

⑥【参加】又は【参画】について

- ・条例第2条第4号において、【参画】を定義している。
参加・・・すでにあるものに加わること
参画・・・事業や政策などの計画段階から関わること

【案①】 基本理念追加型改正

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。
- (2) 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (3) 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。
- (4) 本市の将来を担う子どもが尊重され、まちづくりに参画する権利が保障されること。

《逐条解説》

第4条では、まちづくりは市民が主権者であることを明記し、そのまちづくりについては各号に掲げる考えが基本理念であることを定めており、

第1号では、市民と市議会と市の執行機関が協働してまちづくりを進めることを規定し、

第2号では、まちづくりの主体である市民の人権が尊重され、市民の個性等が発揮されるまちづくりが基本であることを規定し、

第3号では、まちづくりにおいては、市民の自主性と自立性が担保され、男女共同参画が保障されることを規定しています。

改正案①として、まちづくりの基本理念を謳っている第4条に新たに第4号として「子どもの権利保障」の理念を追加するものです。

現在、瑞穂市の条例において「子ども」という定義は一切なく、第2条第2号の「市民」の定義の中に位置づけされていますが、あえて「子ども」は、特別な存在であることを明確にするため条文に新たに追加し、基本理念を定めている第4条に加えることによりまちづくり基本条例全体に影響をあたえるものとする考え方です。

第2条

- (2) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。

～逐条解説～

第2号の「市民」とは、まちづくりに携わるすべての人々が含まれるべきとの考え方から、居住する人（外国籍の市民も含みます。）だけでなく、在学又は在勤する者、事業を営む個人又は法人、NPOなどの市内で活動する団体を含めています。

【案②】 条建て改正

参考：愛知県犬山市

(子どもの参画)

第16条 市の執行機関は、子どものまちづくりに参画する機会を保障するため、子どもが年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、参画しやすい環境を整えるよう努めます。

《逐条解説》

まちづくりへの子どもの参画する機会を保障するために、市の執行機関が行うべきことを改めて定めます。子どもの頃からまちづくりに参画し、地域のことを大人と一緒に考えてという経験を通して、「自らのまち」に対する愛着を持った市民を育てることに繋がるという考えのもと、子どものまちづくりへの参画に関する条文を独立して設けます。

様々な年齢の子どもが参画しやすくなるように、市の執行機関は、参画の方法を多様な形で用意するとともに、休日昼間にイベントや会議を開催することや、費用負担をできるだけ抑えるなど子どもが参画しやすい環境づくりに配慮する必要があります。

※現行の第16条において（参画の方法）明記しています。

なお、条文の主語（市の執行機関）については、第7章（第15条～第17条）の参画に関する主語が市の執行機関となっており、また、第15条の派生にて追加する条であるため、「市民」及び「市議会」をあえて除いています。

【改正する際の注意事項】

(参画の方法)

第16条 市の執行機関は、**前条第1項に規定する参画する機会**を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

- (1) 審議会等への委員としての参画
- (2) 公聴会、懇談会等への参画
- (3) **ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画**
- (4) パブリックコメント（意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。）その他の意見の聴取
- (5) **アンケート調査等による意見の聴取**
- (6) その他の市長が別に定める市民参画手続

2 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。

【案③】 章建て改正

参考：鹿児島県出水市

参考：愛知県高浜市

参考：愛知県日進市

第8章 子どもに関する特例

(子どもの健全育成)

第19条 子どもは、本市の将来のまちづくりを担う宝であり、市民、市議会及び市の執行機関は、関係機関と連携して子どもの安全確保と教育の充実を図り、子どもの健全育成に努めます。

(子どもの権利)

第20条 子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができ、自らの意見を表明する権利を有します。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。

《逐条解説》

第19条は、市民、市議会及び市の執行機関と連携して、将来の市のまちづくりを担う子どもの安全の確保と教育の充実を図り、子どもの健全育成に努めることを明らかにするために定めたものです。

第20条は、子どもがそれぞれの年齢にふさわしい範囲で自治の推進に参画するよう努めることと、成人は、選挙権を有し、各種審議会及び委貢等へ参加の機会があるのに対し、子どもには通常そのような機会は与えられていないため、市のまちづくりの推進に関し、自らの意見を表明する権利があることを明らかにするために定めたものです。

【解釈・運用①】

市の将来を担っていくのは今の子どもであり、その子どもを健全に育てていくことが将来の市のまちづくりの推進につながるとの強い思いから、第8章として「子どもの特例」として定め、章内に「子どもの健全育成」と「子どもの権利」の2条を新たに追加するものです。

なお、本章における「子ども」とは、特例にて章立てすることから、あえて民法や参政権等の基準となっている未成年（18歳未満）のことを指すこととします。

【解釈・運用②】

○子どもの意見表明については、子どもがそれぞれの年齢にふさわしい範囲でまちづくりの推進に参画することで、周囲の成人が、子どもの年齢や成熟度に合わせた配慮を行うことができると考えています。

○この条例では、条文中に年齢を制限する規定は設けていませんので、子どもの意見表明に関し、第7章の参画及び協働に基づき、事案の性質や影響を考慮しながら、子どもの参画の機会を提供することや、第14条の説明及び応答の責任の規定に基づき、子どもからの意見、提言等に対しても、市の執行機関の適切な対応が求められると考えています。

○また、第20条（改正後、第22条）に規定する住民投票については、住民投票の対象として将来の市に関することも考えられることから、その都度、資格要件の年齢を決めることができる個別型の住民投票を規定しています。このため、住民投票の内容により、子どもにも意思表示ができるよう配慮を行う必要があります。